互 助 会 ＮＥＷＳ【3月号】

令和４年３月１０日
一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、**令和４年３月１５日（火）**です。
送金明細書は、県立学校・教育庁にお勤めの会員の方は、統合庶務システムでご覧いただけます。
《送金明細書の公開日は、３月１１日（金）です。》
また、それ以外の所属(小・中・大学等)にお勤めの会員の方には、ハガキの送金明細書を送付しています。

◎令和４年度の事業計画及び予算について

先に開催した理事会・評議員会において令和４年度の事業計画及び予算が承認されました。
令和４年度は、新規事業として下記のとおり「育児支援金」を実施することになりました。
また、「生活資金貸付」・「つなぎ融資貸付」の手数料率を、令和４年４月貸付分より
年１．３２％から年０．９％へ引き下げることとしました。
各事業の詳細については、３月中旬に別途通知します。

《 育児支援金 》

事 業 内 容	会員が、５日以上の育児休業を取得したとき、同一の子１人について１回限り２万円を給付する。
給 付 対 象 者	令和４年４月１日以降に、育児休業に係る子について初めて育児休業を取得する会員。
給 付 方 法	５日以上の育児休業取得後、速やかに「育児支援金請求書」に、育児休業の承認に係る辞令の写し等、育児休業を５日以上取得したことが確認できる書類を添付し互助会へ提出する。

◎異動に伴う「生活資金貸付」の償還について

互助会の「生活資金貸付」を償還中の会員が、退職や異動により、互助会を退会する場合の取り扱いは、下記のとおりです。

・定年、勧奨等で退職する場合	退職手当から控除させていただきます。（手続きは不要。）
・他の共済組合（国、市町村、警察）及び、公立学校共済組合の他支部へ転出する場合	即時償還となりますので、払込書を送付します。 人事異動発表後、互助会から該当する会員の方にご連絡します。
・他の共済組合（青森県）へ転出する場合	「借受人転出届書」により償還方法を確認します。 人事異動発表後、互助会から該当する会員の方にご連絡します。

ご不明な点等がありましたら、互助会へお問い合わせください。

↓↓　裏面に続く　↓↓

所属内でご回覧ください

◎令和３年度末で退職される会員の方へ

令和４年３月末に定年等で退職される会員の方へ向けた手続き等については、令和４年２月１日付け青教互第７４号及び福利あおもり第１７５号でお知らせしていますが、現在、互助会に加入している方のうち、年度末に退職後、４月から新たに「フルタイムの再任用職員」または「臨時講師」として勤務し、健康保険は公立学校共済組合青森支部に加入する場合「加入確認書」の提出をお願いしているところです。
提出期限を令和４年３月２５日（金）としていますが、それ以降に臨時講師の任用が決まった場合等は、分かり次第、速やかに提出くださるようお願いします。

◎「卒業祝金」の給付について

令和４年３月に中学校を卒業する子に係る「卒業祝金該当者報告書」の提出にご協力いただき、ありがとうございました。
「卒業祝金」は、３月１５日（火）に互助会の給付金等の振込口座へ送金しますので、該当する会員の方は、給付金送金明細書をご確認ください。

「卒業祝金」が該当となる中学校３年生のお子さんたちは、入試を終え、ホッと一息ついている頃でしょうか？
早いもので、「互助会ＮＥＷＳ」も今年度最終号となりました。

思い起こせば、今年度も「コロナ対応」に明け暮れた１年でしたね。
学校現場においても、いろいろな行事を、今までとは違う形で考え実施する必要があったのではないでしょうか？
修学旅行１つを例にとっても、中止や延期、行き先の変更等を決断しなければいけない場面があったと思います。
そのような中で、先生方は子ども達の健康や安全を第一に優先した決断をしてこられたことと思います。
本当にお疲れさまでした。

新年度は、コロナ対策をしながらも、もう少し「当たり前」の事を「当たり前」にできる毎日に戻るといいですね。

互助会では、会員のみなさんからのご意見、ご要望を募集しています。
こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、
ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・ＦＡＸ等でお寄せください。

〒030-8540 青森市長島一丁目１－１　　**一般財団法人青森県教職員互助会**
ＴＥＬ　017-734-9914　　FAX　017-734-8276
ＨＰアドレス
http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html

所属内でご回覧ください